

第1回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年6月30日（火） 10:00～11:45

○会場：幕別町保健福祉センター 多目的ホール

民生部長

皆さま、おはようございます。お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。会議の開会に先立ちまして、ただ今から、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員」の委嘱状を岡田和夫町長から交付いたします。

【委嘱状交付】

民生部長

次に、岡田町長から挨拶を申し上げます。

町長

おはようございます。皆さま、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。ただ今、本地域協議会委員として、皆さまに委嘱状を交付いたしましたところではありますが、まずもって、就任いただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

後ほど担当者から、本地域協議会の役割につきまして、説明させていただきますが、大きく分けまして2つの目的に向けて、皆さまに協議いただき、ご提言をいただきたいと考えているところであります。

その1つは、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成22年度から5カ年間の『幕別町次世代育成支援行動計画』の後期計画を今年度中に策定することとなりますので、この後期計画の素案に関し、皆さまにご検討をいただきたいと思っております。

もう1つは、『子どもの権利』に関することでもあります。既に、ご承知のことと思いますが、今から20年前になります。国連において『子どもの権利条約』が制定され、日本は、平成6年にこの条約に批准をいたしました。その理念に基づき、各自治体でも条例制定の動きが出てきているところであります。

子どもに関する問題は、いじめや虐待をはじめ、多くの社会問題にもなっているところであります。私どもも、いろいろな方のご意見やご提言をいただく中で、条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本町に住む子どもたちが健やかに成長するために、どのよ

うな環境をつくり、行政としてのどのような役割を担うべきか、これらについてご提言を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

民生部長

次に、次第の3番「委員の皆さん及び事務局の紹介」を行いたいと思います。

【委員自己紹介】

民生部長

ありがとうございました。次に事務局を紹介します。

【事務局紹介】

民生部長

次に、次第の4番「会長・副会長選出」を行います。条例に「会長が会務を総理する」とありますが、会長が選出されるまで、町長が代わって議事を進行いたします。

町長

それでは、条例に「会長及び副会長を置き、委員の互選により定める」となっておりますが、どのようにいたしましょうか。

【委員から推薦の声】

- ・会長に蓑島委員（前期計画の策定の際に会長であったと聞いたため）
- ・副会長に千葉委員（女性委員が半数を占めており、商工会女性部で長年活躍されているため）

町長

今、ご推薦をいただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

【委員同意】

町長

ありがとうございました。それでは会長は蓑島さん、副会長は千葉さんに決定しました。これで、私の役割は終わりましたので、蓑島会長、前の席に着席をお願いします。

民生部長

ここで、町長は他の用務がありますので、退席させていただきます。

【町長退席】

【蓑島会長着席】

民生部長

それでは次第の5番「会長あいさつ」をお願いいたします。

会 長

たまたま平成16年度の前期計画の策定にかかわったこともありまして、今回も会長を承ることになりました。力不足ではございますが、皆さんのお力をお借りして何とか務めさせていただきたいと思っております。

今回は、後期計画のほかに「子どもの権利に関すること」という職責もこの協議会にあると伺っております。皆さんのご期待に十分沿えるかどうか不安もございますが、何とか努力をしていきたいと考えておりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、次第の6番「協議事項」に入ります。

(1)「地域協議会の目的と役割」について、事務局から説明し、その後に皆さんからのご質問をいただきたいと思っております。それでは説明をお願いします。

事務局

それでは「別紙2」につきまして、ご説明いたします。

【資料1、資料2、資料2概要の説明】

【資料3の説明】

ー補足説明ー

基本的人権は、私たちが「人間らしく生きるために欠かせないもの」であり、子どもにも保障されるべき人権であります。しかし、発達の過程にある子どもには、諸種の能力が未だ十分とは認められないために、これまで保護や管理の対象として考えられることが多く、権利行使の主体としては十分に認識されてこなかった実態があります。

この権利行使の主体という観点を明確に打ち出したのが、「子どもの権利条約」であります。

条約の主な規定としましては、第3条の「子どもの最善の利益」。条約における第一義の考慮事項であり、わかりやすく言いますと「あることが本当に子どものためになるかどうかを、子どもの立場から深く考える」ことであります。

次に子どもの権利として、いくつかの条文に分かれて規定されておりますが、大きく分けて4つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」であります。

次に第12条の「意見表明権」。子どもの最善の利益を尊重するためには、まず子どもが自分に関わることに自由に意見を言い、その権利が尊重されることが必要で

あるというものであります。

子どもはやがて大人になります。子ども時代に充実した生活を送り、成長・発達していけば、すばらしい大人になっていく可能性が誰にでもあります。この「成長・発達する権利」こそが子どもの権利の本質であり、それを支えるのが「意見表明権」となります。

なお、第12条第1項の後段に「年齢及びその成熟度に従って考慮されるもの」と規定されておりますが、大人が子どもの権利を認めるということの本質は、子どもの意見を聞いて、それに誠実に応対することであり、意見表明権が尊重されるとは言っても、決して子どもの言いなりになることではありません。子どもと十分に話し合うことが大切です。権利を主張するということは、自分の意見を押し通すことではなく、他の人にも同様に権利があり、互いにその権利を尊重し合うということを確認する必要があります。

【資料4の説明】

－補足説明－

また、社会環境の変化として、虐待やネグレクトなどこれまで例外であった事例が例外ではなくなってきており、これらの権利の侵害から子どもたちを守る必要性が生じております。そこで、条例の意義として、

- ・大人が「子どもの幸せ」を考える際の目安となるもの
- ・侵害されている子どもの権利に光をあて、大人を啓発する役割を持つもの
- ・子どもの権利を守る地域社会づくりの指針となるもの

こうしたことから、幕別町の実態に根ざした条例の制定が必要と考えております。

【資料5の説明】

－補足説明－

子どもの権利条約では、「これまでもっぱら子どもを保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもも独立した人格を持つ権利の主体として捉えている。」ことを出発点として議論をお願いしたいと考えております。

会 長

それでは説明が終わりましたので、ご質問や意見がございましたら発言をお願いします。

委 員

資料4は、こども課で作成されたものなのでしょうか。

事務局

ベースは先進地の資料を参考にしながら作っております。内容につきましては、幕別町の実態に合わせて直しております。

委員

資料4に「条例は法的拘束力を持つ」とあるが、こういったものなのですか。罰則規定は出てこないと思いますが、こういった拘束力を意図しているのですか。

事務局

罰則規定については、条例の中に設ける場合と設けない場合がありますが、子どもの権利条例については、私どもで考えている条例も先進自治体の条例も、罰則規定は設けられておりません。条例を作ることで法的拘束力を持つという考え方ですが、条例は町の法律であり、条例の制定には町議会の議決が必要となります。議決は、幕別町の法律として町民の決定を受けたものであり、そういった意味で法的拘束力を持つと考えております。

会長

他にございますか。

委員

条例を策定することは大変良いことだと思っています。検討していく中で、「子どもたちの発言の機会」を規定に加えていければ良いと思います。

次に、子どもの遊び場としては、公園では遊具が古くて危険、キャッチボールもダメ、大きい公園がないなど、満足に遊べないこともあります。本町地区、忠類地区では子どもの数も減少しており、子どもを増やすような方策も考えられれば良いと思います。

事務局

子どもの権利条約の中に意見表明権が大きな柱として規定されておりますが、条例の規定として、町の計画を策定する際など、子どもの意見を聴く機会を持つことは考えられます。これまでの例としては、町の「総合計画」、「若草南公園」の計画時に子どもたちの意見を聞いております。その考え方が浸透していけばと思っております。

また、公園での遊びについては、行動計画のアンケート調査の自由記載欄にも同様のことが書かれてありました。今後行われる行動計画の協議の中で、アンケートの集計結果などを検討の材料としていただければと思います。

なお、本町地区、忠類地区の子どもの減少についても、行動計画の策定の協議の中で検討することになります。

会 長

他にございますか。なければ、次に(2)「地域協議会における審議の流れ」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは「別紙3」につきまして、ご説明いたします。

【別紙3の説明】

－補足説明－

「次世代育成支援行動計画」は、法律の規定により今年度中に作成することとなりますので、おおむね「別紙3」の流れのとおりとなりますが、「子どもの権利条例」は、例えば「中学校生徒会等との意見交換」は、教育委員会や学校との調整はこれからであり、また、「条例素案の審議」など協議の中で、さらに検討に時間を要することも考えられますので、子どもの権利条例に係る審議の流れは固定されたものではなく、予定として捉えていただきたいと思います。

会 長

それでは説明が終わりましたので、ご質問や意見がございましたら発言をお願いします。

委 員

今回の協議の順番ですが、子どもの権利条例を作成してから、それをベースに次世代育成支援行動計画を策定するほうが良いように感じます。

次に、子どもの権利条例についてですが、子どもは成長過程であり、指導をされて成長していきます。このため、年齢が低いほど大人からの発達指導が必要であるとともに、成長や発達に応じて子どもたちの自主性を求めたり、子どもたちが意思決定することも必要であります。教育現場などにおいても、この折り合いが難しいことがあります。

普段の生活では、親権者がこのことを判断し、発達指導をする場面が多くあるため、条例を定めていく中では、子育ての第一義の責任は保護者にあることを明記し、誤解を招くことのないようにする必要があります。国が子どもの権利条約を批准したとき、学校現場でも、子どもの権利の尊重を誤解し、子どもの意思を尊重しすぎて指導が停滞した場面がある。必要な発達指導がなされないことは、子どもの成長にとって決して望ましいことではないため、十分に考慮していかなければならないものと考えます。

事 務 局

協議の順番ですが、国の行動計画策定指針にも、「次世代育成支援対策の推進に

においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮すること」とされております。子どもの権利条例の有無に関わらず、「子どもの権利条約」の考え方を踏まえながら、後期計画は今年度中に策定することをご理解いただきたいと思います。

次に、子どもの権利条例の理念について、子どもは成長過程にあるという考え方を住民全体が理解していかなければならないことだと思っています。

会 長

他にございますか。

委 員

子どもの権利について、子どもを「地域で育てる」ということに興味を持ちました。「権利の尊重」とは、子どもの言いなりになってもいけないし、指導が行き過ぎてもいけないというバランスを取ることが大事。子どもとの十分なかかわりが必要であるということでありました。

電気店で起きた先日の子どもの事故も、お客さんが大勢いる中で、エスカレーターで遊んでいる子どもを見て、なぜ誰も注意しなかったのだろうか。楽しく遊んでいる姿を見て、子どもの権利を尊重しすぎたのかはわかりませんが、誰かが「危ないよ。」と声をかけていれば事故は起きなかったのかもしれないと思います。

そういった面からも子育てに関する周りの目、地域のかかわりが浸透していけばと良い思います。子どもたちも、これからそういう大人になっていければと願っています。

会 長

他にございますか。なければ、次に(3)「次回の地域協議会」についてですが、第2回目の会議は7月16日(木)午前10時からとしたいと思いますが、よろしいですか。

【委員同意】

会 長

次に、次第の7番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事 務 局

◎地域協議会の会議録の作成及び会議の公開等について

- ・ 地域協議会は、町の附属機関という位置付けとなります。
- ・ 会議にあたっては、会議録を事務局の方で作成します。会議録は、発言者の氏名は記載せず、発言内容も逐語（一語一句）によらず概要でまとめ、それを町の

ホームページで公開します。

特に「子どもの権利条例」の策定に係る協議については、協議の過程から住民の皆さんに周知して、主旨をより深くご理解いただきたいと考えています。このため、7月号の広報誌において、「地域協議会における審議をスタートしたこと」と「その協議内容を町のホームページで公開すること」を掲載します。

- ・ 会議は、原則公開となります。論議の過程で個人のプライバシーに関わること等が含まれる場合には、その都度会議に諮り、公開か非公開かを決定し、非公開とした場合は、その内容については会議録に載せず、傍聴者は退席して頂きます。

会 長

以上で、本日の会議を終了します。初めての会議でお疲れのことと存じますが、幕別町の未来を担う子どもたちのために今後とも皆さんのご尽力をいただければと思います。本日はご苦勞様でした。

○配布資料

- ・ 第1回地域協議会次第
- ・ 別紙1 地域協議会委員及び事務局名簿
- ・ 別紙2 地域協議会の目的と役割
 - 【資料1】幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例
 - 【資料2】国の行動計画策定指針
 - 【資料2概要】国の行動計画策定指針の概要
 - 【資料3】子どもの権利条約
 - 【資料4】なぜ「子どもの権利条例」が必要なのか
 - 【資料5】「子どもの権利」に関する協議
- ・ 別紙3 地域協議会における審議の流れ